

平成23年度予算第一・予算第二特別委員会 における文書質問に対する回答について

予算第一・予算第二特別委員会委員長様

横 浜 市 長

自由民主党横浜市議員団 佐藤 茂団長

1 東北地方太平洋沖地震への対応について

(1) 本市の被災地への支援状況

被災地に対するこれまでの支援としては、16日までに消防庁の要請に基づき、緊急消防援助隊として、延べ航空隊2隊、救助隊等21隊、職員127人を順次現地に派遣しております。次に、20大都市災害時相互応援協定に基づき、仙台市には、毛布1万枚、トイレパック5万個、水缶62,400本を搬送したほか、バキュームカーなど車両4台、応援職員延べ87人をこれまでに派遣しております。また、日本水道協会の広域応援体制に基づき、千葉、茨城、仙台などに水道の給水車や応援職員を派遣しています。

(2) 想定される今後の被災地への支援

現地では、引き続き行方不明者の捜索が行われているほか、孤立している避難者もあり、この対応のために引き続き消防隊の派遣が必要と思われます。

また、仙台市だけでも避難者が10万人を超えており、今後も避難所の運営や機能を確保するための職員の応援が必要と考えられます。

さらに、保健師や応急危険度判定士など、専門職員の派遣も求められると思います。

(3) 「被災地に対し市として全力で支援すべき」についての見解

東北地方太平洋沖地震は、これまでとは比較にならないくらい大きな被害を現地にもたらしました。私もテレビで三陸沿岸の市や町が、建物ごと流され、住民の救援すらままならない状況を見て、胸がしめつけられる思いでございいます。これからも、被災された皆様のお役に少しでも立てるよう、支援

を行っていく必要があると考えております。今後も、横浜市内の災害対策をしっかりと行うとともに、被害が甚大であった地域へ応援職員の派遣や、物資の支援など、できる限り行ってまいりたいと考えております。

(4)「横浜アリーナやパシフィコ横浜など帰宅困難者用の一時宿泊施設については、もっと市民の皆様には周知すべき」についての見解

地震発生時には、区の職員や周辺事業者による誘導に加え、横浜駅では、横浜駅西口及び東口に設置してある屋外拡声装置による広報を行い、帰宅困難者を案内しました。これまでも、市民向けの防災啓発パンフレット等で周知を図っているところですが、事前の周知は大切であり、より一層、市民の皆様をはじめ、横浜を訪れる皆様に浸透するよう努めてまいります。

(5) 帰宅困難者用の一時宿泊施設開設後、毛布の支給が遅れた理由

帰宅困難者に配付する毛布は、金沢区富岡東の南部方面別備蓄庫に備蓄しています。今回は、1万6千枚余りの毛布を搬送しましたが、地震発生直後の交通の大渋滞によって、荷おろし人員や輸送車両がなかなか目的地へ到達できなかったためです。

(6) コンビニエンスストアに対する協定に基づく要請の有無

九都県市において、災害時における帰宅困難者支援に関する協定として、コンビニエンスストアをはじめ、ファミリーレストランなどと、災害時の帰宅困難者に対して、水道水やトイレの提供等を支援していただくこととなっています。この協定は、通信途絶時は、要請を待たず事業者が自ら支援を実施することができることとなっているため、改めて依頼はしておりません。

(7)「帰宅困難者の立場に立って必要な要請をすべき」についての見解

今回の大地震発生時には、協定締結先のコンビニエンスストア等で、可能な範囲で支援をしていただいたものと考えています。しかし、被害の状況など事業者の事情で、早い時間に店舗を閉めてしまったこともあったかと思えます。今後、市民への食料等の販売継続などについて、地震発生後は通信途絶等も懸念されますが、市から要請することについて、事前も含め、行ってまいります。

(8)「災害用に市として公衆電話を駅など主立った場所に増設すべき」についての見解

公衆電話をターミナル駅周辺などに常設することは、その設置に係るスペースの確保、配管工事の調整などの課題があり、増設することは困難であると考えております。N T T東日本は、災害時に無料の公衆電話を設置して、被災者への支援を行うこととしており、今回の地震時も、横浜駅周辺とパシフィコ横浜等に、それぞれ特設の公衆電話を 合計 74 台 地震発生当日に設置しております。今後も、このような通信事業者の取組を充実させることで、非常時の通信体制を強化してまいりたいと考えております。

- (9) インターネットなどの使用ができない市民に対する計画停電の情報をどのように周知したのか

今回の計画停電では、前日の深夜に、その翌日の停電区域と時間が東京電力から情報提供されるなど、実際の周知期間がほとんどない状態でした。そのため、市民への周知につきましては、広報車によるほか、区庁舎や市民利用施設への掲示、また、一部の区では自治会・町内会長への連絡などを行っております。

- (10) 「地域の全ての方へ正確な情報を伝達すべき」についての今後の対応

今回の計画停電は、市民生活、生命に大きな影響を及ぼすことから、情報の伝達は本当に大切なことと思います。しかしながら、インターネット等から情報がとれない方に対する広報は、広報車や掲示など行政ができることだけでは、残念ながら行き届かない場合があります。このため、地域の方々のお力が欠かせません。今後は、地域の自治組織へ協力を求めながら、より多くの方々へ正確な情報が伝えられるよう努めてまいります。

- (11) 本市を含む神奈川県下における放射線量の測定箇所数及び福島第一原子力発電所の事故に伴う本市の測定状況

本市では環境科学研究所（磯子区滝頭）において、大気中に存在する放射性物質から放出されるガンマ線を24時間測定しています。そのほかに神奈川県が、川崎市内5か所、横須賀市内8か所、茅ヶ崎市内1か所の14か所で測定を行っており、本市と合わせると、県下では計15か所で放射線量の測定を行っております。

3月17日（木）9時現在の環境科学研究所における1時間あたりの数値は、37ナノグレイ [nGy] です。

なお、21年度における平均値は、22ナノグレイ [nGy] です (最大44～最小20)。

また、専門機関のホームページによると、「100ナノグレイ [nGy/h] の地点に10時間いたとしても、0.0008mSv [ミリシーベルト] です。これは、ニューヨークへの飛行機旅行でうける放射線量の約200分の1という低い数値ですので、人体に影響を与えることはありません。」と解説されています。(0.0008mSv [ミリシーベルト] = 0.8μSv [マイクロシーベルト])

(12) 「放射線量の測定結果をホームページ等を通じて公表すべき」についての見解

東京電力福島第一原子力発電所での事故を受けて、本市が測定している放射線量データを3月15日(火)午後6時から本市のホームページ上で公表しています。

(13) 福島第一原子力発電所の事故に伴い、さらに大量の放射線が放出された場合の対応

環境創造局が空間放射線を毎時測定しており、その結果は、21年度の年間の平均値と同等で、幸いなことに異常な値は、本市では検出されておられません。しかしながら、今回の事故は、大変重大なものと認識しております。

万一、大量の放射線が放出された場合は、横浜市防災計画「都市災害対策編」放射性物質災害対策に基づき、市民の皆様の屋内退避や安全な場所への避難を迅速的確に実施してまいります。

(14) 本市の防災対策に対する決意

今回の未曾有の大災害を目の当たりにして、私は市民の皆様が安心して生活することの大切さを改めて感じました。大地震が発生したとき、すばやく、的確に対応し、市民の生命と財産を守るという市の責任を果たすため、今回の地震の経験を活かし、災害対策をさらに強化して、368万人市民の命と財産を守るため市長として全力を挙げて取り組んでまいります。

2 スポーツの場の確保について

(1) 公園の野球場・運動広場の稼働状況

21年度の野球場及び運動広場の稼働状況について、稼働率で申し上げますと、土曜及び休日については約95パーセント、平日については約30パーセント、全体では約60パーセントとなっています。

(2) 「施設の活用、利用の拡大のため弾力的な運営をすべき」についての見解

公園の運動施設につきましては、市民の皆様が安全に利用することができ、近隣にお住まいの方にもご迷惑がかからないよう、利用種目や利用時間帯を定めています。

一方で、スポーツを気軽に楽しめる機会が欲しい、利用時間を拡大して欲しいなど、様々なご要望もいただいていることから、指定管理者とも相談し、施設の活用と利用者サービスの向上に繋がる方策について検討していきます。

(3) どのような雨水調整池をグラウンドとして利用しているのか

グラウンド利用している雨水調整池は、いずれも池底が上下二段式となっており、雨水は先に下段の池に貯留され、その後上段の池に貯留される構造となっています。この上段の池をグラウンド利用しており、段階的な雨水貯留によって利用者の安全を確保できるものとなっています。

(4) 5,000平方メートル以上の雨水調整池でグラウンド利用していない箇所数とグラウンド利用のための改造工事にかかる費用

グラウンド利用されていない調整池は6箇所です。これらの調整池は二段式の構造となっていないので、貯留機能と利用者の安全を確保するためには人工地盤を設置することが必要です。

5,000平方メートルの人工地盤の建設にかかる費用は各種の条件にもよりますが、基礎工事やグラウンド整備費を除き構造物だけで、1箇所あたり概ね6億円程度かかるものと想定されます。

3 学校施設の建てかえについて

(1) 今後の学校施設の建てかえについての考え

21年3月に策定された「横浜市公共施設の保全・利活用基本方針」を踏まえ、維持保全を行いながら、70年以上建物を使用していくことを基本としてまいります。

しかしながら、児童生徒の安全確保とともに、学校は地域防災拠点となっているため、これまで耐震補強を最優先してきました。その結果、長寿命化のための営繕が計画的にできておらず、老朽化が著しい学校も数多くあります。

今後も、再編統合を進めるとともに、個々に建物を評価し、必要に応じて、建替及び大規模な改修を実施して行くことが必要と考えております。

(2) 学校施設の建てかえや修繕に必要な予算の確保についての考え

今回の東日本大震災による被災状況をみてもそうですが、災害時には、庁舎、学校、病院などの公共的施設の果たす役割が大きいと考えています。

厳しい財政状況ではありますが、市民の皆様や子どもたちのために、全市的な視点に立って、引き続き、学校施設の整備に必要な予算を確保していきます。

1 市民病院の再整備について

(1) 市民病院の再整備について検討に至った理由

現在の建物については、昭和 57 年度から段階的に増改築を行い、さらに、医療の高度化に対応するため、外来化学療法室や緩和ケア病棟等の整備をしてきた結果、複雑な構造となり、容積率も限度となっています。

また、現在の医療の水準からみると狭く、患者さんの療養環境の改善が必要であり、更なる医療機能の充実を図ろうとしても施設面が制約となっています。

このままでは市民の医療ニーズに対応した医療の充実が困難と認識しており、市民病院の老朽化・狭あい化対策を「横浜市立病院経営委員会」に対し諮問しました。

(2) 利用者・市民の意見要望をどのように聞いていくのか

「横浜市立病院経営委員会」に提出した、市民病院の案は、直接患者さんと接している現場の医師や看護師等の意見を反映しています。

また、市民病院では、病院運営に関し市民の意見を反映させることなどを目的とし、利用者や地域医療関係者などで構成される「市民委員会」を設置していますので、この委員会の委員に、市民病院の案について、ご意見を伺います。

経営委員会に、こうした利用者などの意見を報告し、検討に活かしていただきたいと考えています。

(3) 「市民病院の再整備に向けては、医療政策との調整や用地取得、建設費負担等の課題があり、全市的に取り組むべき」についての見解

市民病院の老朽化・狭あい化対策にあたっては、市民病院に求められる政策的医療についても精査する必要があるとあり、病院経営局と新たに設置する医療政策室が十分に連携を取りながら、検討を進めていきます。

なお、現時点は「横浜市立病院経営委員会」に諮問をしている段階で、仮に再整備を行う場合には、用地取得や建設費の負担など、多くの課題があり、全市的に様々な角度から慎重に検討する必要があると考えています。

2 学校教育事務所について

(1) 学校教育事務所を設置したことによる成果と課題及び今後の対応

教育活動支援では、指導主事による学校訪問回数が、1月末時点で、6,368回、1校当たり約13回と当初想定していた年間10回程度の訪問を上回る回数となっています。

これらの取組を通じて、教育委員会が学校の状況を適確に把握し、よりきめ細かな学校支援が可能になりました。

今回の地震における学校の状況把握においても、事務所ごとに情報収集を行ったことから、従来よりも迅速に行うことができました。

一方、指導主事の力量の向上を図りながら、「教育活動支援」をはじめ、「人材育成」「地域連携」「学校事務支援」といった機能のより一層の充実を図ることが課題と考えております。

今後の対応としては、指導主事間の情報共有や研修の充実を図るとともに、指導主事が学校訪問などを通じて、児童生徒への関わりを含めた学習指導の状況をさらに細かく把握し、個々の教員に対する助言を行ってまいります。

また、授業改善支援センターで行う授業づくり講座等の教員へのタイムリーな情報提供や、学校と地域との情報共有が図れるよう、支援の質を高めていきます。

(2) 学校教育事務所が行っている、臨時的任用職員や非常勤講師の人員補充に関する支援

教育委員会では、これまで月に2回関内の事務局で臨時的任用職員や非常勤講師の受付を行っていました。

これに加え、登録機会を拡充するため、今年度から4か所の学校教育事務所においても毎月2回ずつ登録受付を行い、人材情報をデータベース化して局内で共有し、より学校のニーズに即した配置に努めています。

(3) 学校教育事務所が行う今後の学校支援強化策

指導主事による学校訪問での授業視察を充実し、教員の学習指導のほか、校長の学校経営に対する相談に応じるなどの取組を強化します。

これらの取組を通じて、教職員との「顔の見える関係づくり」が構築され、これまで以上に、学校の状況に応じた適確できめ細かな支援を行うことがで

きると考えております。

また、学校の優れた取組を積極的に発信し、市民から信頼される学校づくりを支援してまいります。

3 高齢者福祉について

(1) 介護保険制度の課題認識

高齢化の進展に伴い、認知症のある方や介護と医療のニーズを併せ持つ方が増加し、介護費用も増大してきています。

今後、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎えることを考えますと、このような状況は、ますます進み、介護保険制度の運営は厳しさを増していくと思われまます。

介護保険制度を将来にわたって維持していくためには、介護保険サービスだけでなく、医療や、見守り・買い物などの生活支援サービスが適切に提供され、高齢者の方々が安心して在宅生活を続けられる仕組みを整えていくことが必要であると考えています。

(2) 介護と医療の連携についての取組

介護と医療の連携を促進するため、医師、ケアマネジャーなどで構成する在宅療養連携推進協議会を設置し、具体的な連携強化策などを検討しています。

22年度からは、在宅医療に従事する医師同士や、関係者間の連携を強化するため、ホームページ作成や連絡会及びシンポジウム開催などの委託事業も始めています。

また、医師やケアマネジャーを対象に、在宅医療・在宅介護の理解を深める研修会なども開催しています。

さらに、戸塚区や瀬谷区などでは、医療・介護関係者の連絡会の開催、ケアマネジャー用の「区内医療機関名簿」や、在宅療養患者の自宅に備える「連絡ノート」の活用など、様々な取り組みが進められています。

(3) 小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況と今後の見通し

「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、26年度末までに、概ね中学校区程度を単位とする日常生活圏域ごとに1か所、全市で150か所

の整備を進めています。

本年2月末現在の整備状況は、開所済みが55か所、開所準備中が20か所と、目標のなかばまで進んでいます。

今後の見通しですが、本市独自に実施している運営費補助等の効果もあり、ここ数年は年間20か所程度の事業計画が提出されていますので、目標の達成が見込まれる状況にあります。

(4) 「施設へ入所できず困っている方が入所できる施設等の整備を進めるべき」 についての見解

医療的ケアが必要な方が施設に入所しにくいという状況がありますので、特別養護老人ホームの事業者募集の際には、医療的ケアへの対応を条件とし、その受け入れ態勢が十分であると認められる事業者を選定しています。

このほか、本市独自の施策として、「医療対応型介護付き有料老人ホーム」の事業者選定なども行っています。

(5) 特別養護老人ホーム入所者に対する低所得者対策についての考え

特別養護老人ホームの整備にあたっては、プライバシーが配慮されたユニット型個室を基本とすべきと考えます。

しかし、ユニット型個室は、多床室と比べると、居住費が自己負担となり、高いため、低所得の方が入居しにくいとお話を伺っています。

このため、平成22年10月に、本市独自に施設居住費助成を創設し、今年10月からは、助成対象範囲を拡大する予定です。

本市の施設居住費助成と、介護保険制度による居住費軽減策（補足給付）をあわせることにより、所得が低い方であっても、ユニット型個室に入居できるようになると考えています。

(6) 介護保険制度の改正に向けて、国に対してこれまで行っている働きかけ及び今後の予定

これまでも、厚生労働省に対する国家予算要望の中で、介護保険制度の改善について提案を行ってきました。

さらに、昨年12月には、介護保険制度をよりよくし、安定的に制度を運営していくために、最大の保険者である横浜市として、改善が必要と考える30項目を国に提案しました。

今後も制度改正に向けて、医療と介護の連携、低所得者の利用者負担の軽減、介護人材が確保できるような介護報酬の設定など、本市として具体的な提案を行っていきたいと考えています。

(7) これからの高齢者福祉施策についての考え

超高齢社会を間近に控え、元気な高齢者の方も介護を必要とする方も、誰もがその人らしく、暮らし続けていかれる街を築いていくことが急務であると考えています。

このため、中期4か年計画の「100万人の健康づくり戦略」に基づき、元気な方には、地域社会を支える担い手として、いつまでもいきいきと活躍していただけるような仕組づくりを進めていきます。

また、介護が必要になっても、安心して生活を送れるよう、特別養護老人ホームなどの施設・居住系サービスの整備を進めるだけでなく、在宅で介護、医療など必要なサービスが、適切に提供される「地域包括ケア」を推進していきます。

さらに、介護や医療にとどまらず、生活の基盤となる住まいや移動手段の確保など、様々な観点から検討を進め、安心して活力ある街の実現を図っていきます。

1 「東北地方太平洋沖地震」と本市の対応について

(1) 情報の的確な収集について、どのように行ったか

今回の地震発生直後においては、行政防災用無線や電話、ファクシミリにより、被害情報や地域防災拠点の開設情報などを区役所や関係機関から収集しました。電気、ガス、鉄道などのライフライン情報等については、災害時無線電話により収集するとともに、報道、ホームページにより積極的に収集しました。

(2) 市民に向けた情報受伝達に関して課題はなかったか。また、検証はできているのか。

市民の皆様に正確な情報を早くお伝えすることは、災害対応において非常に重要であると思います。東京電力の計画停電については、前日の夜に停電地域が示されるなど、非常に短期間での情報周知が必要な状況がありました。そこで市のホームページへの掲載のほか、区役所が中心となり、広報車や町内会長への電話・ファクシミリ送信、庁舎等への掲示により市民への周知を行いました。今後、ホームページにアクセスできない方々への情報伝達が課題であると認識しています。

(3) 地域防災拠点と区役所等との間のデジタル防災行政無線は、どのように機能したか。また、コミュニティーFM及び地域TV局等との連携はどうか。

デジタル移動無線につきましては、区役所と地域防災拠点間の情報受伝達手段として整備し、今回の地震において、拠点の開設連絡等に活用しました。

また、コミュニティーFMや地域TV局について、戸塚区や青葉区では、発災直後より区が取材を受け、随時情報提供を行い、区庁舎の来庁者等の避難状況、帰宅困難者情報、区本部の運営状況、本部の活動状況などを放送していただきました。

(4) 市民に正確で迅速な情報発信のために今後必要なこと

情報の伝達は大切なことと認識しています。しかしながら、インターネット等から情報がとれない方に対する広報は、広報車や掲示など行政ができることだけでは、残念ながら行き届かない場合があります。このため、地域の方々のお力が欠かせません。今後は、地域の自治組織へ協力を求めながら、

より多くの方々へ正確な情報が伝えられるよう努めることが大切であると考えます。

(5) 今後ハザードマップの見直しについての考え

液状化ハザードマップについては、平成10年度に作成し、12年が経過していますが、50mメッシュというきめ細かい単位で作成しており、また、作成後、大きな地盤の変化は無いと思われますので、現在、改訂は考えておりません。

2 横浜市の文化力と国際戦略について

(1) 23年度予算案のうち、文化関連予算の比率についての見解。また、文化予算を国家予算の0.5%に増額しようとする「日本芸能実演家団体協議会」等の運動に対する所感

23年度一般会計予算案に対する文化関連予算の比率は、0.49%となっております。

厳しい財政状況にあっても、文化施設の運営、整備費や横浜トリエンナーレ、横浜芸術アクション事業など文化施策を推進するために必要な予算を計上いたしました。

また、国においても文化力の強化につながるよう、文化関連予算を確保することは重要であると考えています。

(2) 新局でどのような事業をどういう方向で進めるのか

文化観光局では、文化芸術振興と観光コンベンション推進等が相乗効果を発揮できるよう、総合的な展開を図ってまいります。

具体的には、横浜みなとみらいホールや横浜美術館など「横浜文化の象徴」である専門文化施設において、発信力や集客性の高い事業を集中的に展開し、横浜の魅力を高めることで観光・集客にもつなげてまいります。

また、将来を見据えた戦略として、市民やNPO等の文化芸術団体が行う公益的事業の支援に加え、子どもの創造性を育む事業の推進、横浜の文化を担う人材の育成を進めるなど、市全体で横浜ならではの文化を生み、育む取り組みを進めてまいります。

(3) 新局に都市整備局の都市デザイン室と教育委員会事務局の文化財課を入れ

なかった理由。将来に向けてはどうか。

創造都市形成や文化振興をより効果的に推進するためには、都市デザイン室や文化財所管部署も含めた組織とすることによるメリットもあると思います。

一方、

- ・都市デザイン室の業務は、まちづくりにおいて欠かせない誘導手法となっていることから、都市整備局から離れることで、その効果が薄れること
- ・文化財所管部署の業務は、原則として教育委員会の職務権限とされており、市長部局で事務が完結しないこと

などの課題があります。

そこで、当面は文化観光局とこれらの部署が十分に連携しながら、横浜市の文化芸術政策を推進することとしました。

今後も、適宜検証を行ないながら、より良い将来の体制を構築していきます。

- (4)「横浜美術館について、指定管理者制度の導入以降、魅力と活力の低下が市民から指摘されている。絶対的な運営費不足が原因で、指定管理料のアップが不可欠な現状と思われる」についての見解

横浜美術館については、指定管理者制度導入後も、「源氏物語の1000年展」や「ドガ展」などの大型展を開催するほか、「金氏徹平展」や「束芋展」など、学芸員の能力を活かした質の高い企画展を実施しており、公共美術館として充実した活動を行っているものと考えています。

その一方で、収支は赤字基調で推移しており、現在の指定管理料では、このような事業の継続が難しくなっていると認識しています。

- (5)「魅力ある独自企画や適切な運営が可能となる予算計上を図るべき」についての見解

横浜美術館においては予算が厳しい中、企画展の共催者に対し運営経費面での協力を求めるなど、様々な工夫により質の高い展覧会を実施しています。

しかしながら、共催者の協力体制にも限界があることなどから、第二期の指定管理期間では、市の財政状況を踏まえた上で、横浜美術館本来の役割が果たせるよう、事業費を含めた指定管理料の水準について再検討する必要があります。

あると考えています。

- (6) 作品収集についての工夫及び「収蔵機能について抜本的な対策を検討すべき時期にある」についての見解

横浜美術館に収蔵する美術作品の購入については、約1億4千万円の文化基金を有効に活用するため、中期的な方針を策定しています。この方針に基づき、今後期待できる若手作家の作品を中心に収集するなど、計画的に作品の購入を進めています。

収蔵庫については、今後も、作家や収集家の皆様からの寄贈・寄託のお申し出に応えられるよう、美術品倉庫の借り上げなど、可能な方策を検討していきたいと考えています。

- (7) 「国際的にも注目されていく美術館にふさわしいハード・ソフトの両体制を整えていくことが本市文化力の進展に欠かせない」についての見解

欧米では美術館が都市の顔となっているように、横浜美術館も横浜の存在を象徴する施設であると認識しています。

従って、そのポテンシャルが十分発揮されるよう、ハード面では施設の改修などを進めるとともに、ソフト面では学芸員や指導員などの人材育成を図り、より魅力的な展覧会を企画・開催することによって、市民の皆様が誇れる国際的な美術館となるよう努めてまいります。

- (8) 文化政策の構想、企画、助成などを行政とは別に展開する組織を横浜から立ち上げるため、多方面へ働きかけ行動する考えはないか

文化政策形成や文化芸術活動の支援については、専門家が関わる必要であると考えております。

アーツカウンシルの導入につきましては、国の動向も踏まえて、横浜市としても効果的な仕組みを研究していきます。

- (9) アーティスト・イン・レジデンス、アフリカンフェスタ、フランス月間への支援。また、今年日本で開催される近隣諸国に関連する節目イベントへの取組や支援

アーティスト・イン・レジデンスについては、現在、BankART や黄金町地区等で、毎年、海外および国内からのアーティストを受け入れて、事業を進めております。

文化庁においても、23年度から国際文化交流事業（アーティスト・イン・レジデンス事業）を強力に支援するため、日本各地に文化創造と国際的発信の拠点づくりを推進することとしております。

横浜市としては、国の動向もふまえながら、今後とも地域や市内アーティストとの交流機会の増加や広報・PRの工夫等を図り、横浜から世界に輩出する人材を育てていくよう、アーティストインレジデンス事業に取り組んでまいります。

アフリカン・フェスタは、アフリカの多様な文化を市民に紹介し、根付かせていくものです。

そのためには、何よりも継続して開催されることが重要ですので、主催者である外務省への働きかけとともに、フェスタの盛り上がりなど、拡充方策等が重要と考えています。

そこで、音楽やダンスなど市民参加の拡大や、関係団体等と連携したアフリカ関連イベントの開催、市の広報媒体を活用した協力などの開催支援を行ってきました。

その結果、以前の日比谷公園会場よりも、横浜赤レンガ倉庫では、来場者を伸ばすことができました。

今後も、横浜のイベントとして定着するよう、アフリカン・フェスタを盛り上げていきたいと考えています。

横浜フランス月間については、17年度から始まり、官民が一体となって、フランスの食やアートのイベントを開催しています。

22年度は、横浜日仏学院が創立20周年を契機に、主催者となり、ダンス、展示会、コンサートなど多彩なイベントで盛り上げました。

今後、新設する文化観光局において、「日本における唯一のフランスの祭典」として支援してまいります。

今年日本で開催される近隣諸国に関連する節目イベントへの取組や支援についてですが、急速な経済成長を続ける中国やインドとの結びつきが強まるなかで、両国とわが国の文化、歴史面での相互理解がますます重要になっています。

横浜と深い関係がある辛亥革命やタゴール生誕の節目を迎える23年度は、

民間の団体が横浜で関連イベントを開催する動きもあり、本市としてもそれを積極的に支援してまいります。

(10) 新年度において姉妹都市やパートナー都市と、国際政策として取り組む事業

姉妹都市やパートナー都市との交流・協力により構築してきた信頼関係は、本市の大切な資産であり、国際都市戦略を進めていく中で今後も深めていく必要があります。

このような観点から、平成 23 年度は、新たに、アジア経済を牽引する中国・上海市や韓国・仁川市との職員相互派遣を実施します。

特に、上海市については、両市交流の多様化に合わせて、本市から経済・観光・港湾などの分野に職員 2 名を派遣する予定です。

また、昨年、覚書を交わしたフランクフルト市とは、創造都市や地球温暖化対策などの交流・協力を具体化し、新たなパートナー都市交流に向けた準備を進めてまいります。

(11) 「新年度予算で見る中小企業へのパッケージ支援策等は、金額面でも体制面でも戦略性が薄いと感じる」についての見解。また、本市事業は市内中小企業の海外展開のニーズを酌み切れているか

中期 4 か年計画「海外ビジネス展開戦略」は、姉妹・友好都市、パートナー都市、シティネットなど本市の有する幅広いネットワークや豊富な国際協力実績をベースにしつつ、中小企業をはじめ、市内企業の世界に通用する優れた技術や、本市の都市インフラに関するノウハウなどを活かして、市内企業の国際展開の支援などを図るものです。

市内中小企業の海外ビジネス展開支援は、23 年度は、海外販路開拓支援や Y-P O R T 事業を実施しますが、新たな取組であるため、今後、さまざまな可能性を関係機関と連携しながら追求していきたいと考えています。

本市は、21 年度の景況・経営動向調査や 22 年度の中小製造業実態調査で、市内中小企業の海外ビジネスにむけたニーズや技術力の把握に努めております。これらの調査結果をもとに、23 年度は新規事業として、海外販路開拓支援を実施いたします。

また、Y-P O R T 事業では、新興国への公民連携による国際技術協力を

進めており、市内企業の日揮株式会社や国際協力銀行などと結んだ協定の中で、中小企業との連携や技術の活用などを求めており、様々な取組みで市内企業の海外展開を推進してまいります。

- (12) 本市全体として中小企業の国際化支援を戦略的に担う部署。また、「関連機関や庁内部局との役割分担をわかりやすく明確にすべき」についての見解

国際的な都市間競争が激化している現状においては、本市がこれまで培ってきた各国の大使館や総領事館との信頼関係、海外事務所、都市間交流のネットワークなどの資産や実績を基盤に、経済、観光、港湾などの施策をグローバルな視点をもって一層拡充させていく必要があると考えています。

今後は、政策局が中心となって各部局が連携し、自治体ならではの総合的かつ戦略的な中小企業の国際化支援に努めます。

また、市内中小企業の皆様のニーズにワンストップできめ細かく対応し、施策の相乗効果を発揮できるよう、庁内の部局や財団法人横浜企業経営支援財団をはじめ、ジェトロや神奈川県なども含めた、国際ビジネスに関する機関との連携を一層深めてまいります。

- (13) 海外事務所の展開等の国際都市戦略と、人材育成について持っている展望
平成21年4月に策定した国際都市戦略によって、本市は持続的発展に向けて、「人や企業から選ばれる国際都市」を目指しています。

この目標を達成するため、本市の海外事務所、各国大使館や総領事館との信頼関係、県やジェトロなどとの協力関係を基盤とし、今後は、姉妹友好都市・パートナー都市との職員相互派遣を展開しながら、引き続き海外拠点機能の確保を検討してまいります。

また、国際人材の育成についても、本年1月に改訂した「横浜市人材育成ビジョン」に基づき、政策局が主体的に取り組んでまいります。これにより、本市国際施策をリードしていく職員を育て、国際都市戦略を確実に推進してまいります。

- (14) 「市長は積極的に海外視察やトップセールスに出向いてほしい。近隣諸国の都市や北米、ヨーロッパは、特に今交流を重視すべき」についての見解

市長が積極的に海外に赴き、企業誘致などのトップセールスを行い、海外で横浜のさまざまな魅力を直接アピールすることは大変重要と考えていま

す。

中国、韓国、インドなどのアジア諸国に加え、北米、ヨーロッパなどとの交流拡大についても視野に置き、今後は、自治体外交をさらに推進していきたいと考えています。

3 次世代育成と平和への取組みについて

- (1) 本市教育予算の推移と、他都市との比較。また、教育予算の拡充を求める各界・各団体からの意見・要望が強くなっていることをどのように受けとめているか

23年度の教育予算案は約777億円ですが、これは教育予算のピークであった平成9年度の約1,324億円に比べ、およそ6割にあたります。教育予算は残念ながら、近年逡減傾向にあるものと受け止めております。

また、計算の仕方にもよりますが、一般会計に占める教育予算の割合は5.6%で、他の政令市と比較すると下から2番目となっています。

教育予算の拡充については、市会各会派の皆様を始め、PTAや地域団体など、各方面から様々なご意見・ご要望を頂いており、真摯に受けとめています。

大変厳しい財政状況ではありますが、教育予算の拡充に向けて引き続き努力してまいります。

- (2) 「才能ある子ども・若者を伸ばすという取組や戦略性に乏しい」という指摘についての考え

次代を担う才能豊かな子どもを育むことは、横浜が将来にわたり発展し続けるためにも、大変重要なことであると考えています。

中期4か年計画においては、「国際的に活躍できる人材」の育成を図るため、横浜サイエンスフロンティア高校での先進的な理数系教育の推進や、国際社会で活躍する志の高いリーダーを育成する中高一貫教育校の設置などを進めています。

今後とも、子どもたちの個性や能力を伸ばす魅力的な教育環境を作り、横浜から世界に羽ばたく人材を輩出できるよう、取り組んでいきます。

- (3) 横浜サイエンスフロンティア高校1期生の大学受験に向けての学校の取組

状況及び進学しない生徒の進路指導

学校では、毎朝8時からの朝学習のほか、土曜日に校長を始め教員による大学受験を視野に入れた特別講習や、夏季休業中には、56の講座、合計510時間の講習などを行っています。

また、生徒が授業を通じて大学の教授や大学院生と研究に取り組むなど、様々な場面を通じて生徒の大学進学への意欲を高める取組を行っています。

そのほか、大学進学を希望しない生徒を含め、適切な進路を選択できるよう、きめ細やかな進路面談などにも取り組んでおります。

- (4) 日中韓3国の学者らが作成を推進した「歴史教科書」を教育長は読んでいるか。また、「共通の歴史認識を理解していく努力は本市幹部にも必要」についての見解

日中韓3国の研究者や市民等が共通の歴史認識をもつことを目的に議論がなされ、「未来をひらく歴史」という書籍が出版されたことは存じております。

国際社会のグローバル化が進む中で、それぞれが国際社会の一員として協調関係を築くことは重要なことと考えます。

歴史に対する見方や考え方は、人によって様々であり、更に国家間で共通の歴史認識をもつということは現実にはなかなか難しいと思います。

しかしながら、一人ひとりが歴史を様々な視点から考え、よく話し合い、お互いの立場を理解しながら、共通認識を得るよう努力をしていくことは大切だと思います。

- (5) よこはま子ども国際平和プログラムの現状

よこはま子ども国際平和プログラムは、児童生徒の国際平和への意識を高め、国際平和の大切さを広く世界に呼びかけるために、様々な活動を行っています。

具体的には、「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」や「国際平和募金」の実施、子どもたちの代表者が作成した平和メッセージをユニセフ東京事務所を通じて国連に届ける活動などを行っています。

- (6) 代表の児童・生徒を国連本部やユニセフ本部等に派遣した活動を、国内機関の訪問に切り替えた時期と理由。また、「経費節減が理由ならば、全庁的

観点に立った努力によって元に戻すべき」についての見解

「子どもピースメッセンジャー」をニューヨークの国連本部等へ、20年度まで派遣していました。

しかしながら、厳しい財政状況を踏まえ、教育委員会が21年度から派遣の中止を判断したものです。

現在では、ただいま申し上げたように、ユニセフ東京事務所を訪れたり、より多くの子どもが、地域で募金活動したりするなど、身近な場所で、平和についてアピールする活動を行っております。

「子どもピースメッセンジャー」のニューヨーク派遣は、派遣された子どもたちにとって得難い経験となっていましたし、また、国連本部などで自分たちの代表が活躍している姿が、その他の子どもたちにも大きな影響を与えていたと思います。

そのため、今後、「子どもピースメッセンジャー」の活動を含む、「よこはま子ども国際平和プログラム」の事業内容について再検討してまいります。

(7) 「子どもの平和活動に関し、民間に協働を働きかけるなどして、新たな取組を提案したい」についての見解

新聞社などの民間企業と協働して子どもたちの活躍の場を拡げていく試みは、様々な教育活動においても、大変有意義であると考えます。

広く世界で活躍する子どもたちを育てていくために、民間企業と協働した国際理解教育など、様々な取組について推進してまいります。

(8) ふれあいコンサートの存続についての考え並びに神奈川フィルハーモニー及び横浜交響楽団への支援強化策

子どもたちが小さい頃からプロのオーケストラによる生のクラシックの演奏に触れることは大変、有意義であり、豊かな感性を育むことができるものと思います。

「心の教育ふれあいコンサート」は、子どもの「豊かな心の育成」を行う上で、素晴らしい体験となり、今後も引き続き実施していきたいと考えています。

また、神奈川フィルハーモニー管弦楽団への支援については、横浜市内唯一のプロオーケストラであり、横浜市民にとっての貴重な文化資源であるこ

とから、引き続き支援を行っていきたいと考えています。

横浜交響楽団については、「青少年のための音楽会」の開催などを通じて、横浜の音楽文化振興への貢献が高いことから、広報活動等を中心にした支援を今後も継続してまいりたいと考えています。

(9)「人材輩出都市」として、世界に貢献しようとする志を行政と市民が共有のものにしていくことについての所見

開港以来、本市は、まさに市民の皆様の活力と知恵を結集して発展するとともに、また、世界への扉である港を通じて、国外の多様な文化を吸収しながら、新たな魅力をも創造してきました。

本市が、今後さらに飛躍するために、未来を担う子どもたちを、市民の皆様とともに育て、本市のこれまでの発展を支えてきた市民の皆様のを、次の世代につなぐとともに、世界に貢献する人材を輩出してまいります。

1 東北地方太平洋沖地震に関して

(1) 市役所の耐震や津波に対する対策、バックアップ電源などは大丈夫なのか。

また、海岸に近い区役所などの備えはどうなっているのか。

庁舎の耐震については、現在、本市の市庁舎・区庁舎において、耐震補強が必要とされている庁舎は、建設中の瀬谷区をはじめ、西区、南区、金沢区、港南区、緑区及び戸塚区の7庁舎となっています。

23年度は、瀬谷区、戸塚区で新庁舎の建設工事を、西区については、耐震補強工事を、緑区については、耐震補強設計を行います。

南区、港南区、金沢区については、調査や基本計画の策定を行います。

また、市・区庁舎は、様々な機能を集約した市及び区の防災拠点となる重要な施設ですので、市庁舎及び18区庁舎全てに災害対応等のための非常用電源及び毛布等の物資を確保しています。

なお、津波対策については、関係4局（都市経営局、環境創造局、港湾局、消防局）及び沿岸6区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区）を中心に、防潮堤、護岸等の点検・整備などの予防措置の実施、予報や警報内容に応じた防災体制の確立、警報・注意報等の発令に伴う迅速な情報収集及び伝達などを行うことになっています。

(2) 食料などの備蓄は帰宅困難者などの分も考えて備蓄してあるのか

防災計画では、南関東地震が発生した場合、50万人の避難者、44万人の帰宅困難者を想定しています。

3月現在、クラッカー・乾パンを約92万食、レトルトのおかゆを約19万7千食、粉ミルクを約9,500缶、スープ（粉）を約10万2千食、水缶詰を約142万缶を備蓄しています。

(3) 計画停電について、ホームページを見られない方に対しどのように周知しているのか

ホームページを見られない市民への周知につきましては、広報車によるほか、区庁舎や市民利用施設への掲示、また、一部の区では自治会・町内会長への連絡などを行っております。

(4) 備蓄されていた未使用物品を廃棄した理由及び決定者。また、「防災意識を

反省し、関係者を叱責していただきたい」についての見解

毎年度、使用期限のある医薬品と医療資器材を計画的に更新し、使用期限が切れるものについて、可能な限り有効利用するようにした上で、廃棄処分しています。

今年度は、こうした定期更新分のほか、20年度に行った備蓄品の見直し検討により、15年前に購入した備蓄品のうち、今回備蓄対象外となった品目を廃棄処分することになったため、処分量は例年よりも大幅に増えたという事情があります。

なお、廃棄処分とされた消耗品について、使用期限が定められていない物や、使用期限が過ぎても教育訓練などで使用可能な物は、できるだけ役所内で再利用することにしました。

今後も、定期更新に伴う廃棄処分が毎年続きますが、廃棄量を極力抑制できるよう再利用について更に工夫していきます。

また備蓄品について、平成7年度の整備開始当初は、救急救命センターで使われるような、初期治療には不向きな医薬品や医療資器材を備蓄していました。

しかし、その後、医師会や区から、

- ・既存の備蓄品は震災時の初期対応に必ずしも適していない。
- ・滅菌処理されていない医療資器材が更新されていない。
- ・いざというときに使用できないものがある。

等の理由から「医薬品・資器材を見直すべき」との意見が寄せられました。

そこで、平成20年度に「災害時備蓄医薬品等検討委員会」を設け、市医師会及び市薬剤師会と協議を行い、備蓄する医療資器材を見直したことに伴い、処分に至ったものです。

今回の件については、廃棄方法に改善の余地があったものと考えています。

いずれにしても、執行段階での経費の節減や無駄のない予算の執行について、さらなる徹底を図っていくと共に、市民の視点や感覚に沿った判断がなされるよう、職員を指導していきたいと考えています。

(5)「国や関係自治体を支援するために予算案を修正し、減債基金を取り崩すなどして、百億円単位の義援をなすべき」についての見解

本市では、緊急消防援助隊や市職員を派遣するほか、救援物資の搬送などをおこなっておりますが、今後も被災地の状況に応じて必要な支援及び対応を行っていきたいと考えています。

- (6)「新年度にどうしてもやらなければならないこと以外は、事業の規模を縮小し予算の割り当てを再考して、この困難な事態を乗り越える準備をすべき」についての見解

今回のような震災被害は予算案の策定時には想定できなかったのはもちろん、現在でも、国の対応や市民生活への影響、税収への影響の程度など、まだ十分な検討を行なうことが困難な段階です。

したがって、今後、それらが分かった段階で、必要な補正予算を編成するなど、的確な対応を行なっていきます。

- (7)「危機管理監の職は新年度からは廃止すべき」についての見解

危機管理監については、危機発生時には市長を補佐し、全庁的な危機対応に当たるとともに、平常時には、危機管理全般に係る総合的な企画や区局に対する指導、助言の役割を担っています。

このような重要な役割を担った「職」ではありますが、23年度からは、局長級の危機管理室長を配置するなど体制強化を図ることから、危機管理監については消防局長が兼務することとします。

- (8)「あいている市営住宅や研修施設等に被災者を可能な限り受け入れることや義援金送付等を早く決定、公表し、全国に横浜の姿勢を示すべき」についての見解

避難場所の相談を受けた場合の「一時避難場所」として、元職員厚生施設「たきがしら会館」、横浜市少年自然の家「赤城林間学園」を活用し、計約 600 人について横浜市として避難者の受け入れを実施する予定です。

また、地震・原発の影響で住まいをなくされた方や住宅に住めなくなった方々に対し、市営住宅 50 戸、市住宅供給公社賃貸住宅 37 戸、計 87 戸を神奈川県と連携して提供します。これらについては、3月17日に記者発表を行いました。

さらに、本市では、既に市職員や車両等の派遣、救援物資の輸送などを行っておりますが、さらに市民の皆さま及び市内事業者等の御厚意による義援金を

募ることとし、16日には、市役所・区役所に募金箱を設置するとともに、募金口座を開設し、口座振込での募金の受付を開始したところです。また順次、行政サービスコーナー・市民利用施設にも募金箱を設置していきます。

今後、「広報よこはま」や市ホームページなどを通じて、市民の皆さまに広く呼びかけを行い、横浜市全体に支援の輪が広がるように努めてまいります。

(9)「上下水道関係技術者や医療保健衛生関係の専門家の派遣を行うべき」についての見解

水道局、環境創造局の技術職員、健康福祉局の保健師を3月16日までに派遣しております。今後も、現地の要請に対し、できる限りで職員を派遣してまいります。

(10)「本市所有のヘリコプター1台に加え、市内民間業者にも呼びかけ、ヘリコプターをフル活用し不足している物資の搬送を行うべき」についての見解

本市で保有する消防ヘリコプター2機のうち、1機は緊急消防援助隊として岩手県へ派遣し、他の1機は横浜市域の災害対応や岩手県への活動交代のための派遣、さらには先に静岡県で発生した震度6強の地震に対する応援派遣などで活動しているところです。本市から緊急に物資搬送が必要な場合には、消防ヘリコプターの活用も含め柔軟に対応してまいります。

(11)「福島原発事故に関し、政府と東京電力は速やかな情報開示を行うことと、自治体と直結したホットライン開設を政府に求め、本市として積極的な市民への情報提供を行うべき」についての見解

福島原発事故については、政府や東京電力が状況の変化に応じて記者会見を開き、情報発信しております。現在、避難指示区域、屋内退避指示区域をあわせて福島第一原子力発電所から30キロ圏内が避難区域となっております。

なお、横浜市内における放射線量測定データは、3月15日の午後6時から、本市ホームページで公表しております。

(12)「緊急時に市長部局と議会側との緊急対策会議を持つ枠組みを至急検討するべき」についての見解

横浜市の皆様には、市民を代表する重要な役割がありますので、迅速な情報提供とあわせて、常任委員会、特別委員会等において対策を議論させて

いただければと考えております。

- (13) 市内緊急輸送路確保のために指定された沿道の建築物と病院、デパートなどの「特定建築物」の対象件数、耐震化が必要な件数、及び耐震化が終了している件数

緊急交通路指定想定路線沿道の特定建築物の棟数は、現在の耐震改修促進計画によると 1,014 棟で、耐震化が必要な棟数は 590 棟と推計しています。今年度実施したアンケートの結果では、耐震性がありと確認されている棟数は、44 棟となっています。

また、デパート等の多数の方々が利用する特定建築物の棟数は、1,319 棟で、耐震化が必要な棟数は 846 棟と推計しており、アンケートの結果では、耐震性がありと確認されている棟数は、387 棟となっています。

- (14) 耐震診断の義務化と耐震化のための補助について、本市ではどの程度の予算でできるのか。また、「本市でも特定建築物耐震化のための制度等検討すべき」についての見解

東京都では、重要な緊急輸送道路の沿道建築物の所有者に耐震診断等実施状況の報告義務及び耐震診断の実施義務を課す条例を制定しています。

本市としては、厳しい財政状況なども考慮し、緊急交通路指定想定路線沿道建築物の耐震化について防災上の重要性や費用面の検討など様々な観点から、耐震化促進にむけた効果的な取組みを進めていきます。

- (15) 学校、公共施設の耐震化について、前倒しで進める考え

本市公共建築物の耐震化率は、現在 94 パーセントとなっておりますが、残りの公共建築物につきましても、早期改善策を至急検討してまいります。

- (16) 市民への情報提供について、現状についての認識と課題

市民の皆様への情報提供については、市ホームページ、防災情報 E メールを活用した広報、報道機関を通じた情報提供、また、東京電力の計画停電については、広報車によるお知らせや、区によっては自治会・町内会を通じた周知も行いました。

また、ツイッターについては、消防庁などが導入していますが、情報の正確性など課題も多いと考えています。現時点では、運用状況等を見極め、検討をしたいと考えます。

2 局別審査の質問に関して

(1) 「はまっ子どもし製造販売は中止すべき」についての見解

「はまっ子どもし The Water」は、水・水道・水道事業の広報や水源林保全の支援など様々な内容を目的として実施しております。

こうした目的を持つ「はまっ子どもし The Water」は、水道事業の中で与えられた役割を果たしており、継続していく必要があると考えています。

(2) 「水道料金、平均世帯夫婦と子供二人の所世で2カ月の使用量61立方メートルが近隣他都市と比較しても極めて高額となっている。せめて8,000円台に引き下げべき」についての見解

21年度決算では、本市の1世帯1か月あたりの平均使用水量は15.48^m³であり、1か月あたりの使用水量が20^m³以下の世帯で全体の7割を占めます。

1か月あたりの使用水量が10^m³と20^m³の場合の水道料金を政令指定都市に東京都を合わせた20の都市で比較しますと、10^m³の場合は876円で低い方から数えて4番目、20^m³の場合は2,456円で10番目であり、平均的な使用水量のご家庭にとっては、本市の水道料金が特に高いとは言えないと考えます。また、県内の18の水道事業体で比較しますと、10^m³の場合は低い方から12番目、20^m³の場合は15番目となります。

全国の水道事業体の多くは、「逡増型料金制」を採用しており、これは、施設整備等の費用が増大する高度成長期に、企業等の多量使用者に多くの負担を求め、需要を抑制することと、ご家庭で毎日使用する生活水の単価をできるだけ低くすることを目的として採用されてきたものです。

近年は、企業等の多量使用者が減少する一方、少子高齢化や節水意識の高まりなどから、少量使用者が増加する傾向にあります。このため、本市においても平成13年度に実施した料金改定の際に逡増度を見直し、現在の水準(4.14倍)まで引き下げましたが、大都市の中では比較的逡増度が高いため、使用水量が少ない場合は料金は低く、多くなるにしたがって料金は高くなる傾向があります。

水道料金収入の減収傾向が続いている中、施設の更新・耐震化を今まで以

上にスピードアップしていくための財源を確保していくために、現在のところ料金値下げをする状況にはないものと考えますが、料金体系のあり方については課題としてとらえており、今後も検討を行っていきたいと考えています。

- (3)「今の横浜方式をやめ、救急車に救急隊員3名乗務の法律の定めどおりの運行をすべき。救急車の数は最低65台とし、できれば70台体制にして救急空白3万件の現状を速やかに改善すべき。」についての見解

横浜型救急システムは、総務省令で認められている救急隊の2人運用を行うなど、現有の消防力をより効果的、効率的に活用するものです。

また、本市では、国が示している消防力の整備指針を踏まえ、地域特性を考慮して「横浜型消防力再編計画」を策定し、本市の消防力の整備指針として位置付けています。なお、救急車の必要台数は62台としていますが、救急車の増台については、救急需要を踏まえ、その必要性について検討しているところです。

- (4)「減債基金などの預貯金の運用をより効率のよいやり方に改めるべきであり、現行の普通預金としておく対応は速やかに改めるべき」についての見解

会計室で、日々、収入・支出を行なう中で、支払いのための手持ち現金が不足することがあります。

この不足を補うため、まず、減債基金の一部やその他の各種基金が保有している現金や、企業会計の余剰現金を利用していますが、それでも、なお足りない場合には、外部の金融機関から一時借入を行なっています。

一方、会計室でも、日々の収入額と支出額を正確に見込み、いつ、いくらの資金が不足するか見通すことは難しいことや、金融機関から借り入れるための手続に1週間程度の時間がかかることなどから、急な資金不足に対応するため、減債基金のうち一定金額を普通預金に預けておき、突発的な事態に備えています。

しかし、市内部の資金を有効に使い、銀行からの一時借入をできり限り少なくすることが望ましいと考えておりますので、普通預金に預けておく減債基金現金を減らし、今まで以上に、有効に活用できるよう、現在、運用の見直しを検討しています。

(5) 「異常に相場よりも高額な随意契約の締結や、名義貸しが疑われる契約について、今後厳しい監視をされたい」 についての見解

今後も、引き続き適正な契約の手続きを行うよう努めてまいります。

(6) 中学校給食を実施しない理由

中学校期は、体格や食事量など個人差が大きくなり、また、食事を管理する能力を育てることも重要であることから、中学校昼食については、家庭からの弁当持参を基本としています。

一方で、弁当を持参できない生徒や、都合により作れない場合の対応等について様々な観点から調査をし、より望ましい中学校昼食のあり方を検討してまいります。

3 「つながりの森」構想について

(1) 「つながりの森」の施策展開の考え方

「つながりの森」である「円海山の周辺」や、「いたち川」、「小柴」などの地区は、多様な生き物が生息している横浜の生物多様性の宝庫といえます。

この森の豊かさを次世代に継承するため、貴重な生き物の生息環境の保全、子どもたちの体験学習の場づくり、森を支えている活動団体の皆様の連携・交流や拠点づくり、さらに、多くの皆様にこのすばらしい森を利用していただけの取組などを進めます。

これらについて、市民や企業などの皆様とともに進めていきます。

(2) 「つながりの森」における貴重な生き物の生息地の保全管理の考え方

「つながりの森」では、河川の源流域や、まとまりのある樹林地など、多くの貴重な生き物が生息している場所があります。

これらの生息地については、土地所有者のご協力や専門家のご指導をいただきながら、活動団体の皆様などとの連携により生息環境を守っていく取組が重要です。

今後、「つながりの森」の検討において、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）との連携などを含め、保全管理の仕組みづくりについて検討を進めます。

(3) 生物多様性保全における水と緑環境の役割

横浜では、身近な自然環境である樹林地や農地、湿地、池、河川などが生き物にとっての貴重な生息地となっています。

こうした、水や緑のつながりを持った環境が生物多様性を支える基盤として重要な役割を担っており、市民の皆様とともに、豊かな環境として保全していくことが重要な課題であると認識しています。

(4)「つながりの森」において民有地がある中で生物多様性を支える緑地保全に対する考え方

「つながりの森」では、まとまりのある樹林地は、生き物の貴重な生息地となっており、その環境を守り、育てていくことが重要です。

現在、みどりアップ計画により、特別緑地保全地区の指定などを推進しています。

今後とも、保全制度などの情報提供やお話し合いを重ねるなど、土地所有者の皆様のご理解やご協力をいただき、積極的に指定に取り組んでいきます。

1 市政での喫緊的課題について

(1) 地震・災害に強いまちづくりに関して、現時点での想定外の事態についてどのようにとらえているか

東日本大震災の大津波がもたらした甚大な被害と、発電所の機能を著しく損ねた二次災害の発生は、想定しえないものであったと思います。

このうち津波については、内湾のみで海と接する本市の場合、今回の被災地のケースとは、要件が大きく異なるものと考えております。

(2) 「防災計画をもう一度見直しする必要がある」についての見解

本市の防災計画は、阪神淡路大震災をはじめ、これまでの震災の教訓等を踏まえ、その都度、必要な見直しを図ってまいりました。

今回の東日本大震災についても、帰宅困難者に対する一時宿泊場所への誘導、そこへの物資の配送など、実際の対応から学ぶべきことがありました。

今後こうした点を踏まえ、計画等に反映してまいります。

(3) 「不要不急の大型開発を凍結し、災害に強い都市づくり予算を選択と集中し、振り向けるべき」についての見解

横浜市では、これまでも地域防災拠点の整備や小中学校の耐震化など、災害に強い都市づくりをすすめてきました。23年度予算においても、引き続き消防力の強化や建築物の耐震性向上に取り組むこととしています。

また、ご指摘いただいた事業は、いずれも市内経済の活性化や将来の横浜の発展のために、不可欠な投資ですので、これらについても着実に取り組む必要があると考えています。

(4) 30、40代の子育て層の転出傾向についての事実をどのように認識しているか

平成21年の人口の社会移動の状況を30代から40代について見ると、全国との関係ではほぼ均衡している状況となっておりますが、近隣地域に対しては、転出超過となっております。

持続的な都市経営を考える上での一つの課題として、引き続きその傾向を注視し、対応を考えていく必要があると認識しています。

(5) 「若者や子育て層が安心して住み続けられる都市であるためには、東京圏の

中でさらなる魅力を創り出す必要がある」「戦略的な取り組みが求められている」についての見解

「横浜市中期4か年計画」で示した成長戦略や様々な施策を展開することで、全ての世代が「横浜に住みたい」と思えるよう、人や企業から選ばれる魅力ある都市にしていく必要があると考えます。

(6) 小児医療費無料制度について、所得制限をつけ就学前にとどめている理由

子育て世帯の皆様からの期待も大きく、制度の拡充についての必要性は十分認識していますが、例えば、中学校卒業まで所得制限を撤廃して年齢拡大するためには、70億円以上の費用がかかります。

本市財政は大変厳しい状況にありますので、子育て支援施策の優先順位を見極めながら、検討していく必要があると考えています。

(7) 中学校給食を実施しない理由

中学校期は、体格や食事量など個人差が大きくなり、また、食事を管理する能力を育てることも重要であることから、中学校昼食については、家庭からの弁当持参を基本としています。

一方で、弁当を持参できない生徒や、都合により作れない場合の対応等について様々な観点から調査をし、より望ましい中学校昼食のあり方を検討してまいります。

2 中小企業振興基本条例の徹底について

(1) 中小企業振興基本条例における市の責務をどうとらえているか

横浜市中企業振興基本条例は市会議員の皆様のご提案により全会一致で制定されたものであり、その背景には、市内中小企業の皆様からの切実な思いが込められたものと認識しています。

その趣旨を最大限尊重し、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施していくことが市の責務であると考えています。

(2) 中小企業振興推進会議をより実効あるものにするために、様々な団体の意見を取り入れ、PDCAを行う手だて

横浜市中企業振興基本条例に基づく施策を実効あるものとするために、市会への実績報告などを通じて市会の皆様からもご意見をいただくとともに

に、市内経済関係団体や中小企業の皆様からも、様々な機会を活用してご意見を伺います。これらのご意見を参考にしながら、今後の施策に反映させていきます。

- (3) 中小企業振興推進会議設置の期間を「当面の間継続」とした理由。また、その後はどのような推進のための組織を考えているのか

横浜市中小企業振興推進会議は、中小企業振興基本条例の趣旨をより実効あるものとするために、全庁的、継続的な取り組みが不可欠であり、これに対応するため、特設期間を定めず設置したものです。

- (4) 「条例徹底のためにも組織を思い切って強化する必要がある」についての見解

庁内外に条例の趣旨を徹底し、中小企業振興施策を総合的に策定・実施できるように、体制の強化を図ります。

- (5) 「市内の産業界・金融界などを含めた外部の組織を作る必要がある」についての見解

市内経済関係団体や中小企業の皆様から、様々な機会を活用して中小企業振興施策に関するご意見を伺い、参考にしながら、今後の施策に反映させていきます。

- (6) 中小企業支援策に臨む決意

横浜市中小企業振興基本条例にもありますように、市内経済の持続可能な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援することが不可欠であると考えていますので、横浜経済活性化の実現に向け、推進会議での取組を通じて全市を挙げて市内中小企業振興を推進していきます。

3 高齢者住宅について

- (1) 「平均的な年金で入れるケアつき高齢者住宅建設は時代の要請」について
の見解

高齢者が平均的な年金収入で、安心して居住できる住宅の供給促進が必要であると考えており、民間活力や地域力の活用など様々な工夫を図りながら、積極的に取り組んでいきます。

- (2) 高齢者の住まい・生活支援事業の概要及び今後の進め方

高齢者の住まい・生活支援事業は、従来の高齢者専用賃貸住宅の費用では負担感が強い、平均的な年金所得水準の高齢者が、身近な場所で介護や医療、生活支援サービスなどを受けながら生活を継続できるよう、民間事業者と連携して「新しい住まいの創出」や「既存の住まいの強化」に取り組む事業です。

事業を進めるに当たっては、住宅事業者やUR都市機構、区役所、建築局と密接な連携を図り、総力を結集して知恵を絞りながら、効果的な事業の枠組みを検討していきます。

1 東北地方太平洋沖地震について

(1) 今回の地震を教訓に、横浜市防災計画をどのように見直しを行うのか

今回の東北地方太平洋沖地震からは、帰宅困難者に対するパシフィコ横浜など一時宿泊場所等への誘導、そこへの物資の配送など、実際の対応から学ぶべきことがありました。

また、多数の帰宅困難者に対し、一時的な避難場所として、柔軟に公共施設を数多く開放し、受け入れるなどの対応を取りました。

今後こうした点を踏まえ、計画等に反映してまいります。

(2) 市庁舎内部における防災対策の課題を、どのように把握し今後の市政運営に生かしていくのか。また、情報配信について今度どのように取り組んでいくのか

市役所の部局が配置されている周辺民間ビルでは、一部上層階において転倒防止対策を行っていたにもかかわらず書棚が倒れたり書類が散乱する職場もありましたが、職員の懸命な復旧作業により週明けには全局で一定の業務ができる状態になっております。

今回被害のあったビルについて、構造上の問題はないと認識しておりますが、今後は、転倒防止策の一層の強化や、書棚の低層化、書類の整理などの工夫を図り、職場・来庁者の安全の確保や、業務への支障が生じないように、万全を期してまいります。

防災情報Eメールの震度情報については、気象庁より自動的に、一斉に発信する仕組みとなっています。

気象庁から震度情報が発表・発信されるまで、通常は数分かかるものとなっております。今回もその範囲内で発信されております。

(3) 区庁舎の地震防災対策の実態をどのように把握しているのか。また、区庁舎の整備について講ずる対策

今回の地震では、区庁舎施設に大きな被害はなく、3月12日の土曜開庁も無事実施することができました。

耐震化等のために整備が必要とされる区庁舎は、10区庁舎ありましたが、保土ケ谷区、旭区、港北区の3区庁舎が耐震化済みとなっております。

残る7区庁舎は、現在工事中の瀬谷区をはじめ、西区、南区、金沢区、港南区、緑区及び戸塚区の区庁舎となっています。

区庁舎は、様々な機能を集約した区の防災拠点となる重要な施設であり、23年度は、瀬谷区、戸塚区で新庁舎の建設工事を、西区については耐震補強工事を、緑区については耐震補強設計を行います。

南区、港南区、金沢区については、基本計画の策定や調査を行います。

区庁舎の耐震化については、どのような整備方法が最も適切か柔軟に検討してまいります。

(4) 義援金の受け入れ窓口及び市民からの募金について行う対応

本市では、既に市職員や車両等の派遣、救援物資の輸送などを行っておりますが、さらに市民の皆さま及び市内事業者等の御厚意による義援金を募ることとし、16日には、市役所・区役所に募金箱を設置するとともに、募金口座を開設し、口座振込での募金の受付を開始したところです。また順次、行政サービスコーナー・市民利用施設にも募金箱を設置していきます。

今後、「広報よこはま」や市ホームページなどを通じて、市民の皆さまに広く呼びかけを行い、横浜市全体に支援の輪が広がるように努めてまいります。

2 行財政改革の推進について

(1) 「市民にとって厳しい、負担の増加につながるような踏み込んだ見直しに取り組むことが必要」及び非常勤特別職の給与等の抜本的な見直しと取組を実施することについての見解

選挙管理委員会をはじめとする非常勤特別職である行政委員の報酬については、平成21年1月大津地裁において滋賀県の行政委員報酬を月額支給することは法の趣旨に反しているとの判決がなされました。

しかしその後は、他道県及び政令指定都市など6つの地方自治体において同様の訴訟が提起されましたが、判決では行政委員報酬の月額支給を容認する判決が続いている状況となっています。

本市においては、各行政員会に対し委員会の開催状況など実態調査を行ってまいりましたが、行政委員の報酬については、今後の裁判の動向や他自治

体の動向などを注視しながら、引き続き慎重に検討していきます。

(2) 横浜方式のプライマリーバランスの黒字維持を堅持することについての見解

今回の震災に伴い、本市財政状況の厳しさが増すことも想定される一方、市民の皆様の安全を守る災害対策に、更にしっかりと取り組む必要があります。

したがって、一時的に市債を活用するなど、柔軟な対応を検討する必要もあると考えていますが、横浜方式のプライマリーバランスの黒字は、最低限、維持するよう努めていきます。

(3) 公共施設について、全体最適を目指した有効活用のために行う取組

再編統合された学校の後利用については、旧氷取沢小学校を福祉施設へ活用する取組など、すでに進めてきています。

また、市民利用施設等の有効活用を進めるための取組としては、まず 21、22 年度の 2 か年をかけて約 840 の施設を対象に、施設毎の利用状況や、老朽化の度合い、運営コストなどについて調査を行いました。

これらの情報等を活用し、利用頻度の低い施設等については、全市的視点で新たなニーズへの転換を検討します。さらに、地域ケアプラザやコミュニティハウスの貸室等のように実際の使われ方が類似しているものについては、施設間で連携して利用するなどの活用方法等についての検討も始めました。

23 年度からは新設される財政局において、全市的視点で、本市が保有する土地・建物の有効活用をより一層進めてまいります。

(4) 子育てから青少年施策、高齢者・障害者福祉などの施設整備について、どのような観点から取り組むのか

統廃合された学校施設の後利用については、資産活用基本方針に基づき、当該地域における施設ニーズを調査するなど、多角的に検討し、最適な利活用を推進しています。

その結果、緑区の旧霧が丘第三小学校や磯子区の旧氷取沢小学校、また、港南区の旧野庭小学校の後利用として、地域ケアプラザや特別養護老人ホーム、地域療育センターなど福祉施設への活用事例があります。

今後も、資産経営の視点に立って、福祉施設への活用も含め、地域まちづくりや財源確保への寄与など、積極的な資産活用に取り組めます。

3 教育委員会と市民局・区役所との連携強化について

(1) 「学校運営協議会を全校展開するためには、教育委員会・方面別事務所と地域振興課との連携強化が必要」についての見解

学校運営協議会は、26年度末までに120校を設置する予定ですが、設置を推進するためには、教育委員会と区役所の連携が必要だと考えます。

そのためには、本年度より学校教育事務所の地域連携推進担当課長を兼務することになった学校支援・連携担当課長を通じて区役所と一層の意思疎通を図りながら、設置を進めてまいります。

(2) 市民活動保険と学校ボランティア保険の一体的な運営についての具体的な取組

市民活動保険の対象は、自主的に構成されたグループ・個人や自治会町内会が行う、継続的・計画的に実施されている公益性のある、無報酬のボランティア活動です。

学校ボランティア保険は、学校からの依頼に基づく学校支援ボランティア活動を対象として、23年度から始まりますので、その運用状況を見守ってまいります。

(3) 「子どもの体力向上に向けた取組については、学校・家庭・地域の連携が重要であり、教育委員会をはじめ、関係区局、特に区役所との連携が必要」についての見解

子どもの体力向上のためには、学校だけが取り組むのでは十分とは言えず、教育委員会と地域や区役所などが連携しながら支援していくことが重要です。

今後とも各学校と区役所が地域ボランティアに関する情報を共有するなど、地域ぐるみで子どもの体力向上に取り組んでいくことが大切だと考えています。

1 男女共同参画社会の実現に向けて

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた思い

豊かな市民生活と社会の持続的発展のためには、性別にかかわらず、多様な生き方が尊重され、すべての人が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

そのためには、特に市民の半分を占める女性が、持てる能力を存分に発揮して仕事や様々な活動を行えることが重要であり、女性が安心して生活でき、活躍できる横浜を作るために、全力を注いでいきたいと思っています。

(2) 23年度予算編成に当たって、「女性の活力を生かす」また「女性が自分らしく生きるための取組」を具体的にどのように盛り込んだのか

23年度は、女性がいきいきと働ける環境整備が大切と考え、予算を組みました。

具体的には、「就業継続ができるように、保育所待機児童の解消に向けた取組」、「女性起業家支援チームの立ち上げや事業拠点の開設」、「女性のビジネスネットワークの構築や、各界で活躍する女性トップリーダーによる働く女性を対象としたキャリアアップ講座等の男女共同参画トップセミナー」など、総合的に推進してまいります。

(3) 男女共同参画社会実現に当たっての横浜の現状

女性の労働力率の推移のグラフ、いわゆるM字カーブを見ると、出産・子育て年齢期の横浜の女性は全国平均より労働力率が低いほか、再就職の割合も少ない状況です。

また、全女性従業員に占める非正規社員の割合は、全国（53.2%）よりも高く57.6%となっています。これは、いったん離職すると正規社員としての再就職が難しいことを物語っています。

経済の活性化のためにも、女性の自立した生き方のためにも、就業支援に向けた取組が必要であると考えています。

(4) 現在の小中高等学校での「家庭科教育」のねらい

小学校の家庭科では、家庭生活を大切にできる心情を育て、中学校では、家庭の機能について理解を深め、生活をよりよくしようとする能力と態度を育

てることをねらいとしております。

高等学校では、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度の育成をねらいとしております。

このように、学習指導要領では、小中高と進むにつれて、より系統的に指導するねらいとなっております。

2 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

(1) 在宅での介護を進めていく上での課題

高齢化の進展に伴い、医療的ケアの必要な方や、認知症のある方の増加が見込まれ、在宅での介護に関するニーズはますます多様化していくものと思われまます。

現状では、このようなニーズに的確に応えられるサービス等が、量的にも質的にも十分でないこと、また、高齢者一人ひとりのニーズに応じて、医療や生活支援などを含めたサービスが、総合的に調整され、適切に提供されるまでに必ずしも至っていないことが、課題であると考えています。

(2) 今後の地域包括支援センターのあり方

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者が抱える様々な課題に対して、問題解決の窓口として、総合相談や権利擁護など高齢者等への直接の支援や、ケアマネジャー支援などを担当しています。

地域には、医療的ケアを必要とする方や、認知症の方、虐待問題を抱える方など様々な高齢者の方が暮らしています。

このような高齢者1人ひとりの状態に応じて、介護や医療、そして地域の方々による日常的な生活支援のサービスが、きめ細かく提供されるようコーディネートしていくことが、今後の地域包括支援センターの重要な役割と考えています。

(3) 介護における生活支援の重要性についての考え

高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域、住まいで生活を続けるためには、介護保険などのサービスとあわせて、食事や買い物、ゴミ出しなど、日常生活に関する支援が必要です。

これらの支援は、従来、ご家族がその役割を果たしてきましたが、近年で

は、一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯などが増加し、家庭の介護力の低下が顕著になってきています。

このような状況を考えると、家族に代わって、地域の方々や民間事業者による生活支援の取組みが、従来にもまして重要であると認識しています。

(4) 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をどう策定していくのか

第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたっては、アンケートなど、様々な方法により、高齢者ご本人や介護者、サービスの提供者などからご意見をいただいています。

これらを基に、高齢者の方々が自立した、尊厳ある生活を続けていく上での課題を把握し、必要なサービスの種類や量を検討していきます。

さらに、今後大きな問題となってくる、認知症高齢者への支援や、生活支援策などを含め、幅広い観点から介護保険運営協議会でご議論いただきます。

また、パブリックコメントなどにより、広く市民の皆様のご意見をお聞きしながら、計画を策定していきます。

1 財政の健全化に向けた取組について

(1) 大規模な市民利用施設について、過去の事業や整備した施設ごとに市債残高や利払い額が把握できているか

実際の市債発行は、返済の仕方が異なる複数の方法、具体的には、元金を毎年度均等に返済する政府資金と、満期時に一括返済する民間資金を使い、数回に分けて、その年度に必要な市全体の資金を調達しています。

そのため、必ずしも建設した施設の資金と、それぞれの市債の発行条件が、一対一の関係にはなっていないため、施設ごとに、現在の市債残高やこれまでの利払い額を正確に算出することは困難です。

しかし、施設ごとに、いつ、いくら市の債を財源に充てたかは分かっておりますので、一定の仮定を置いて試算することは可能だと思います。

(2) 事業見直しの今後の進め方

23年度も、たとえば、補助金や会費的負担金など、予算編成前にテーマを設定し、事業を点検する取組は、引き続き進めていきます。

しかし、この取組にも限界がありますので、たとえば、重複していると思われる事業や施設の整理統合、縦割り業務の解消など、新しい視点に転換した横断的な見直しも進めていきます。

さらに、外部の視点を取り入れた横浜市事業評価会議は、23年度も継続し、いただいたご意見を踏まえた見直しも進めていきます。

私は、職員一人ひとりが、感受性を研ぎ澄まし、市民の皆様の視点に立って、自ら見直しを進めていくことが、職員の責務であり、使命だと思います。

こうした取組を全職員に浸透させていくことで、市民サービスをより一層向上させていきたいと考えています。

2 東北・関東大地震について

(1) 横浜が今回と同様の地震・津波等に襲われた場合、どうなのか

各自治体が防災計画を策定する際に行っている被害想定調査については、それぞれの地域で発生する可能性が高い地震を対象に定めているものです。

本市においては、南関東地震や横浜市直下型地震などを対象に、発生しう

る被害を想定しておりますが、内湾であること等条件が異なっており、今回、東北地方太平洋沖地震で発生したような大津波は想定しておりません。

(2) 今回の地震・津波等の災害対策で、本当に必要不可欠なものは何か、率直に感じたこと

地震や津波の発生はくい止められませんが、少しでも被害を少なくすることはできるはずです。耐震化の促進などの対策に加え、例えば、押し寄せる津波の破壊力を減じる仕組みなどができないものかと思っています。

また、被災された方々を思うとき、より早い救助・救援活動がたいへん重要であると改めて感じました。

1 東北関東大地震について

(1) 「今回の巨大地震を教訓に、市民の避難場所と備蓄等を早急に再点検する必要がある」についての見解

今回の地震の発生直後、本市では震災時の避難場所である地域防災拠点や帰宅困難者受け入れ施設を開設し、多数の市民の方々を受け入れました。

今回の地震では、パシフィコ横浜など帰宅困難者の一時宿泊場所での毛布、水など迅速な物資提供や、連続する余震の中で、地域防災拠点の備蓄品の補充が課題として明らかになりました。

これらについて、できるだけ早く対応を検討し実施していきます。

(2) この巨大地震をどのようにとらえたのか。また、被害を最小限に抑えるために、一番必要だと思っていること

テレビで日に日に被害が明らかになる被災地の様子を見るたびに胸がつぶれる思いです。今回、横浜市内でも震度5強を観測し、改めて地震に恐怖を感じました。これまでも横浜市では、過去の震災の教訓に学び、職員の研修や訓練、地域防災拠点の整備、食糧などの備蓄を行ってまいりました。

行政、関係機関、市民の皆様、それぞれが大地震をイメージし、日頃から備えを忘れないことが大切であり、不幸にも大きな被害を受けてしまった場合でも、自助、共助はもとより行政としてできうる限りの対応をとることが重要だと考えます。

2 成年後見制度について

(1) 「法人後見の拡大に取り組み、一層の浸透を図るべき」についての見解

現在本市では、経済的な理由などで他に候補者が見つからない場合に、横浜市社会福祉協議会の横浜生活あんしんセンターが後見を受任しており、その件数は年々増加しています。

社会福祉協議会として、法人後見をさらに拡大していくためには、弁護士等専門職を含めた多くの職員配置が必要となりますので、今後市民後見人の養成を含め、後見人の体制や活動のあり方について十分検討していきます。

3 資産経営について

(1) 公民連携による課題解決型公募実施の考え方

様々な利用が考えられる土地の活用には、行政が一方的な土地利用要件を定めることで、民間事業者の公募への参加意欲を下げってしまう可能性があります。

そこで、民間事業者のノウハウや活力を効果的に活用するため、公募の前に民間事業者との対話を取り入れ、適切に市場を把握しながら、地域課題の解決などを図る新たな手法について、「課題解決型公募」として取組を進めています。

戸塚区吉田町でのモデル事業の結果を踏まえ、この手法についての評価を行ったうえで、今後の活用を検討していきます。

(2) 資産経営に対する考え方と決意

土地などの保有資産については、市政を運営するうえでの貴重な経営資源と考えています。

そして、資産経営にあたっては、公共・公益上の目的を踏まえつつ、資産が持つ価値を最大限に引き出すことが最も重要な視点だと思います。

具体的には、個々の資産の特性をとらえ、売却や貸付、機能転換など、その特性に応じて有効活用を進めていきます。

1 県立国際言語文化アカデミアについて

- (1) 今後、県立国際言語文化アカデミアを本市における多文化共生の推進にどのように生かしていくのか

本市は、多文化共生の推進にあたり、外国人の方々の地域生活への対応に重点を置き、多言語での相談や情報提供、コミュニケーションを取るための日本語学習支援に取り組んでいます。

アカデミアは市内に立地している施設であり、また、出張講座を実施する予定とのことです。本市では、これらの講座を日本語学習教室に活用するなど、本市の施策の充実を効果的、効率的に進めます。

- (2) 「多文化共生の推進に関しては、国がもっと役割と責任を果たすように要望していくべき」についての見解

外交も含めて外国人に関する総合政策は、一義的には国の役割と考えていますが、本市においても、誰もが住みやすいまちづくりを進めるなどの観点から、様々な外国人施策を展開しています。

その中で、文化の違いを超えて日本人も外国人も共に住みよい地域づくりを進める多文化共生の推進は、今後も本市が積極的に取り組むべき重要課題として「横浜市中期4か年計画」の基本施策に位置づけました。

多文化共生に向けた在住外国人の支援や交流を一層進めることで、国際都市横浜の魅力をさらに高めることとなりますので、施策の充実を図っていきます。しかしながら財政状況が非常に厳しいこともありますので、国に対しては、財源面での環境を整えるよう、効果的に働きかけていきます。

2 女性の人材育成に対する市長の考え方について

- (1) 経済観光局の事業として、新たに女性起業家支援に取り組む意義

豊かで持続可能な経済成長を実現するためには、あらゆる分野において、更なる女性の活躍が不可欠です。

しかし、ビジネス界における女性のリーダー層や経営者が占める比率は未だ低く、現状では女性の力が十分に活かされていないことから、地域経済の活性化に向け、女性の社会進出の促進や女性起業家の支援に取り組むことは重要と考えます。

そこで、これまでも男女共同参画センターでは起業にチャレンジする女性を支援していますが、新たに経済観光局でも起業後の経営基盤の強化を図るために支援を進めます。